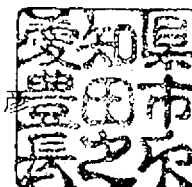


豊田市公告第 420号

豊田地域医療センター再整備基本設計業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので、公告する。

平成26年9月24日

豊田市長 太田 稔



1 目的

豊田市では、豊田地域医療センターについて、「お年寄りに優しい医療を目指す」という基本方針を掲げ、「高齢者医療」「在宅医療支援」「健康診断」「救急医療」「看護師養成」の5つの機能のもと、再整備事業を進めている。

そこで、平成26年9月に取りまとめる「豊田地域医療センター再整備基本計画書」に基づき、今後の効果的かつ確実な地域医療の推進に資する豊田地域医療センターの再整備に関する計画（基本設計）について、的確な設計者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 豊田地域医療センター再整備基本設計業務委託
- (2) 業務内容 別紙「豊田市建築設計業務委託特記仕様書」(案) のとおり
- (3) 履行期限 平成27年9月30日(水)

3 提案上限額

114,400,000円(税込み)

4 資格要件

次に掲げる全ての条件を満たす者

- (1) 平成26年9月1日現在、平成26・27年度の豊田市競争入札参加資格(業種:「建築設計」)を有すること。
- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の落札決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 愛知県内に契約締結先を有すること。
- (5) 事務所資格要件^(注1)を満たすこと。

注1) 事務所資格要件

平成16年4月以後に設計業務が完了した次の国内での実績を有すること(工事中で

も可)。

自治体が発注した200床以上の病院の設計業務実績を1件

- (6) 技術者の配置要件^(注2)に記載する技術者が在籍すること。なお、提出書類に記載した管理技術者及び各担当主任技術者は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。

注2) 技術者の配置要件

下記を満たす在籍が3か月以上の管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、電気主任技術者及び機械主任技術者。また、成果品の総合的な確認体制を構築し、責任者を配置すること（以下確認体制の責任者を「確認担当主任技術者」という。）。

- ① 管理技術者、意匠主任技術者及び確認担当主任技術者は、一級建築士であること。
- ② 管理技術者と各主任技術者は、兼任しないこと。
- ③ 構造主任技術者は、構造設計一級建築士であること。
- ④ 電気主任技術者及び機械主任技術者は、設備設計一級建築士であること。
- ⑤ 確認担当主任技術者は、管理技術者及び各主任技術者と兼務しないこと。

- (7) 参加表明書の提出日から当該案件の落札決定までの間、本市から「豊田市が行う契約等から暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。

5 選考方法の概要

(1) 全体スケジュール

日程	内容
9月22日(月)	業者選定審査会による方式の決定
9月24日(水)	事業実施の公告、公表及び公募の開始 業務説明資料等の交付開始
10月6日(月)	参加表明書・質問の受付期限
10月9日(木)	参加資格確認通知書の送付、質問の回答の公表
10月15日(水)	1次選考図書提出期限
10月20日(月)	1次選考結果通知
10月24日(金)	現場見学会
11月6日(木)	2次選考図書提出期限
11月14日(金)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
12月1日(月)	業者選定審査会による業者の決定
12月2日(火)	選考結果の通知
12月10日(水)	見積徴収及び契約締結

(2) 選考方法

- ① 審査は、1次審査(書類選考)と2次審査(ヒアリング)を行う。参加者多数の場合は、1次審査の結果を基に2次審査の対象を最大4者とする。
- ② 審査は、業務実績と提案内容から着目点、考え方、実現性、情報提示能力等を判断し設計者を評価する。
- ③ 審査において最優秀者を1者選定する。

④ 参加者が多い場合は、ヒアリングの日程や選考方法を変更する可能性がある。

(3) 1次審査(書類選考)

① 実施方法

本業務を担当する事務所の規模及び実績並びに業務担当者の資格及び実績について審査する。実績は、全て国内のものとする。(平成26年9月1日現在)

ア 事務所の実績

(ア) 平成16年4月以後に設計業務が完了した、次の国内の病院の設計実績(工事中も含む。)

- ・200床以上の新築病院の実績(6件まで)
- ・現地にて建て替えをした、建て替え部分10,000㎡以上の病院の実績(6件まで)
- ・2,500㎡以上の大規模改修を伴った増築部分5,000㎡以上の病院の実績(6件まで)

(イ) 免震構造の病院の実績(2件まで)

(ウ) ビルディング・インフォメーション・モデル(BIM)の実績

- ・BIM利用による5,000㎡以上の新築物件での設計実績(10件まで)

イ 担当技術者の配置と実績

- ・配置技術者の設計実績(3件まで)及び経験年数を評価
- ・設計実績について管理技術者は4件までとする。

② 1次審査の評価項目及び採点方法

別紙1の評価項目に基づき審査する。

事務所の実績(30点)、技術者の実績(70点)

③ 1次審査の結果

1次審査の結果は、参加者全員に通知する。

(4) 2次審査(ヒアリング)

① 日時 平成26年11月14日(金) 午後1時から午後4時までのうち指定する30分間

② 場所 豊田市役所本庁舎 ※詳細は別途通知

③ 実施方法

ア 提出された提案書等に基づき1者30分(プレゼンテーション15分、質疑応答15分)のヒアリングを行う。なお、パワーポイントは使用可能とするが提案書に記載のない情報及び画像の使用は、一切認めない。希望者は、市が用意するスクリーンとプロジェクターを使用できる。

イ 1次審査後、1次審査通過者に対し、2次審査のプレゼンテーション時間及び会場を、プロポーザル事務局から通知する。

ウ 本業務の管理技術者になる予定の者は、原則としてプレゼンテーションに参加すること。

また、プレゼンテーションに参加できる人数は、5人までとする。

エ 全参加者のヒアリング終了後、選考委員会において提案内容を総合的に審査する。

オ 参加者全員又は管理技術者がヒアリングに出席しない場合や、指定した時間に不在の場合、原則辞退があったものとみなす。

④ 2次審査の評価項目及び採点方法

別紙2の評価項目に基づき審査する。

理解度（32点）、事業実施方針（96点）、工程計画（12点）、見積金額（15点）

⑤ 選定結果

以下の計算式で算定した合計点数により選定する。

採点表（1次審査）に基づく点数（100点）＋採点表（2次審査）に基づく点数（155点）

合計点数の一番高い者を最優秀者に選定する。ただし、合計点数が同点の場合は、採点表（2次審査）に基づく点数の高い者を選定する。選定結果は、ヒアリング参加者全員に通知するとともに本市のホームページでも公表する。

（5）選考委員（予定）

委員長	市民福祉部 部長	今井 弘明
委員	学識経験者	山本 勝（愛知工業大学教授）
	学識経験者	谷口 元（名古屋大学教授）
	豊田地域医療センター理事長	宮川 秀一
	豊田地域医療センター事務部次長	吉橋 賢治
	市民福祉部 副部長	中川 恵司
	都市整備部 専門監	本多 之二

6 応募手続等

（1）参加表明

① 書式 指定の様式（様式1）

② 提出期限

平成26年10月6日（月） 午後5時

③ 提出場所

プロポーザル事務局

④ 提出方法

郵送（提出期限必着）又は持参で提出すること。

⑤ その他

4の資格要件について、資格要件が確認できる書類を添付すること。

⑥ 参加資格確認結果の通知及び方法

通知日に参加表明書提出者へ郵送

（2）質疑

① 受付期限

平成26年10月6日（月） 午後5時

② 質問方法

メールにて質問し、件名は「医療センター設計者選定プロポーザル（質疑）」とすること。

③ 回答

本市ホームページにて公表

(3) 1次審査書類の提出

① 提出部数 正本1部、副本1部

② 記載内容（指定様式記入）

ア 事務所の病院設計実績（様式2）

イ 事務所のBIM利用実績（様式2）

ウ 配置技術者の実績等（様式3、4）

③ 提出期間

平成26年10月10日（金）から同月15日（水）午後5時まで

④ 提出方法

郵送（提出期限必着）又は持参で提出すること。郵送の場合は、封筒等の表面に「豊田地域医療センター再整備基本設計業務委託プロポーザル参加申込書在中」と明記すること。

⑤ 提出先

プロポーザル事務局

(4) 2次審査書類の提出

① 提出部数 正本1部、副本13部

② 技術提案書の記載内容

ア 本業務への提案及び意見（各項目A3片面1枚以内／様式自由）

・診療機能を維持しながら現地建替える際の問題点の着目と解決方針

・設計意図を発注者等に明確に伝える方法

・患者（特に高齢者）及びスタッフに配慮と魅力がある病院

・市と豊田地域医療センターへの意見収集、情報共有、調整の手法及び体制

イ スケジュール（A4片面1枚以内／様式自由）

ウ 見積書（A4サイズ／様式自由）

③ 提出期間

平成26年10月29日（水）から同年11月6日（木）午後5時まで

④ 提出方法

郵送（提出期限必着）又は持参で提出すること。郵送の場合は、封筒等の表面に「豊田地域医療センター再整備基本設計業務委託プロポーザル参加申込書在中」と明記すること。

⑤ 提出先

プロポーザル事務局

(5) 提出・問合せ等

豊田地域医療センター再整備基本設計業務委託業者選定プロポーザル事務局

豊田市役所 市民福祉部総務課 (南庁舎1階)

医療施策担当 三上、福岡

住 所：〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

電 話：(0565) 34-6706

F A X：(0565) 34-6755

メール：h-iryo@city.toyota.aichi.jp

7 契約の締結

市長は、選考委員会が選定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の見積徴収の相手方とするものとする。

基本設計時における設計意図を実施設計の成果に的確に反映させるため、本業務（基本設計）の委託契約の相手方と随意契約を行う場合がある。当該受託者が実施設計に適さないと本市が判断したときは、別途受託者を選定する。

8 技術提案書について

- (1) 同一の参加者が複数の技術提案書を提出することはできない。
- (2) 技術提案書の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング参加に対する負担は、参加者の負担とする。
- (3) 提出期限までに提出がない者の技術提案書は無効とする。
- (4) 提案期限以後における技術提案書の差し替え、再提出及び内容変更は認めない。また、技術提案書の添付資料に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、解雇等極めて特別な場合を除き変更できない。
- (5) 技術提案書及び添付資料が次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。
 - ① 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの
 - ② 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (6) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書が無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (7) 提出図書に係る著作権は、第三者に帰属するものを除き、提出者に帰属するものとする。ただし、契約締結先の提出図書に係る著作権は市に帰属するものとする。

なお、提出図書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責めは、使用した提出者に全て帰属するものとする。

- (8) 提出された技術提案書は返却しないこととする。
- (9) 提出された技術提案書を発注者の了解なく公表できない。
- (10) 市は、本プロポーザルに関する公表や審査のための作業、その他市が必要と認めるときに、提出図書を無償で提案者に承諾なく使用し、又は第三者に使用を許可できるものとする。
- (11) 市は、提案図書の公表や審査等の必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (12) 設計者選定後、選定された設計者の提出図書に拘束を受けないものとする。
- (13) 技術提案書の作成のために発注者から受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用できない。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本の標準時、単位は計算法による。
- (2) 選考委員に直接、間接を問わず連絡を求めた者は、失格になることがある。
- (3) 本業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む）が製造業者、エネルギー・通信サービス業者及び建設業者と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する業者は、本業務に係る工事の請負やサービスの提供をすることができない。
- (4) 技術提案者に対しての参加報酬は支給しない。
- (5) そのほか、記載のない事項については、選考委員の決定による。